

辺野古新基地建設の中止についての意見書（案）

沖縄の辺野古新基地建設は、昨年12月14日に埋立土砂の投入が始まり、さらに、軟弱地盤の地盤改良のために7万7千本もの砂杭を、しかも前例のない深度に打ち込もうとしているが、これは、多くの沖縄県民や国民の「辺野古新基地建設反対」の声を無視したものであり、これに対し、多くの沖縄県民、国民が怒り、抗議の意思を表明している。

そもそも、沖縄県が昨年8月31日に埋立承認を撤回したことに対して、沖縄防衛局は、国民の権利利益の救済を図るための行政不服審査法をねじ曲げ、悪用して「私人」になり済まし、同じ国の機関である国土交通大臣に対し、審査請求と執行停止の申立てを行ったが、これは違法であり、これを受けて国土交通大臣が行った執行停止もまた、違法であり、無効である。

昨年9月30日に執行された沖縄県知事選挙では、辺野古新基地建設反対を公約に掲げた玉城デニー知事が、辺野古新基地容認の相手候補に8万票の大差をつけ、過去最多の39万票余りで圧勝したことに加え、本年2月24日に沖縄県で実施された辺野古沿岸部の埋立ての賛否を問うための県民投票では、投票率が52.48パーセントとなり、そのうち「反対」の投票は、有効投票数の72.15パーセント、434,273票と圧倒的多数であった。

こうした沖縄県民と国民の民意を無視し、法的手続きに則った地方自治体の正当な主張に耳を傾けることなく、国の考えに従えと言わんばかりの工事の強行は、地方自治を否定し、住民自治を破壊する暴挙であり、断じて認められない。

よって、国におかれては、辺野古新基地建設の中止を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 辺野古新基地建設のための埋立土砂の投入を即時停止すること
  - 2 米軍普天間飛行場の辺野古移設を断念するとともに、直ちに同飛行場の運用を停止して閉鎖・撤去すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議 長 名